

## 助成対象となる治療と助成金額の考え方

### 助成対象となる治療と助成金の額

令和5年4月1日以降に開始した生殖補助医療（体外受精・顕微授精）のうち、別表に定める1回の対象治療を実施した場合、次の(1)、(2)に掲げる生殖補助医療の区分に応じた助成金の額を給付します。

(別表) 生殖補助医療のうち対象となる治療内容と区分

治療の内容 治療の区分	採卵(薬品 投与・採 卵)・採精 (夫)	受精(前培 養・媒精・ 培養)	胚移植(新 鮮胚移植)	胚移植(胚 凍結)	胚移植(凍 結胚移植)	妊娠の確認
A 新鮮胚移植を実施	○	○	○			○
B 凍結胚移植を実施	○	○		○	○	○
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施					○	○
D 体調不良等により移植の 目途が立たず治療終了	○	○		○		
E 受精できず、又は胚の分 割停止、変性、多精子授精 などの異常授精等により 中止	○	○				
F 採卵したが卵が得られ ない、又は状態のよい卵が 得られないため中止	○					

#### 備考

- 1 「○」の治療を対象治療とする。
- 2 Bについては、採卵・受精後、1～3周期程度の間隔を空けて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合に限る。
- 3 採卵準備前に男性不妊治療を行った結果、精子が得られない、又は状態の良い精子が得られないため中止した場合は、給付の対象とする。
- 4 A、B及びCにおける医師による妊娠判定検査において、妊娠したかどうかは問わない。

※次に掲げるいずれかに該当するときは、助成対象から除きます。

- 夫婦以外の第三者からの精子、卵子、胚の提供によるもの
- 夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの
- 夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの

## ◎助成対象となる治療

### (1) 保険診療と先進医療との併用診療による生殖補助医療

※「先進医療にかかる費用」の一部を助成します。保険診療分は対象外。

※生殖補助医療の保険診療と併用可能な先進医療の実施医療機関のうち、厚生労働省が承認している医療機関で治療を受けた場合に限りです。

[先進医療を実施している医療機関の一覧\(厚生労働省ホームページ\)](#)



市の助成金給付対象：1回の対象治療で「先進医療」に係る治療費等として支払った額の7割とし、10万円を限度とします。(1,000円未満切り捨て)

標準的な治療(保険診療分)		先進医療
保険(7割)	自己負担(3割)	全額自己負担(10割)
		<b>助成対象 7割助成</b> (10万円を上限 1,000円未満切り捨て)

### (2) 保険外診療(自費診療)による生殖補助医療

※生殖補助医療の治療が「全額自己負担となる治療(自費診療)にかかる費用」の一部を助成します。

市の助成金給付対象：1回の対象治療に要した自己負担額の7割とし、20万円を限度とします。(1,000円未満切り捨て)

保険外診療
全額自己負担(10割)
<b>助成対象 7割助成</b> (20万円を上限 1,000円未満切り捨て)

※(1),(2)いずれも令和5年4月1日以降に開始した治療が助成の対象です。

※1回の治療につき、(1)と(2)を重複して助成の申請することはできません。

(「1回の治療」とは、体外受精・顕微授精1回に至る治療の過程を指します。また、以前に行った体外受精・顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とします。)

生殖補助医療の一環として、精巣又は精巣上体から直接精子を採取する治療も対象です。)

※(1),(2)いずれも入院費、食事代、文書料等は助成の対象外です。

※一般不妊治療(人工授精など)は助成の対象外です。